

奈良市のいじめ事象の経年変化(小・中学校)

【いじめの認知件数(件)】

	市立 小学校	市立 中学校	市立 小・中学校計
平成30年度	827	246	1,073
令和元年度	602	292	894
令和2年度	536	162	698
令和3年度	619	234	853
令和4年度	757	223	980

【児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数(件)】

	市立 小学校	市立 中学校	市立 小・中学校	全国 小・中学校	奈良県 小・中学校
平成30年度	52.8	33.1	46.4	54.0	66.9
令和元年度	38.6	40.1	39.0	61.3	73.8
令和2年度	34.9	22.2	30.8	52.4	71.2
令和3年度	40.4	32.6	37.9	62.8	81.8
令和4年度	49.7	31.1	43.8	70.1	80.0

※ 平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」の施行
いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第2条より)
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校
に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童
等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インター
ネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対
象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「文部科学省問題行動調査」より)